平成２６年（フ）第５３１号
大阪府松原市別所８丁目１番９号
債務者　古谷竹市郎
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７１３号
堺市西区北条町１丁23番10号　ロイヤルマンション百済203号
債務者　中阪　義弘
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７２０号
堺市堺区大浜北町２丁１番７―1008号
債務者　上田京子こと　皇甫　京子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７３８号
堺市南区原山台５丁１番21―302号
債務者　森川　弘逸
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７６３号
堺市中区深井沢町3344番地　レジデンス川原306号、前住所堺市美原区南余部西３丁目１番６―205号
債務者　道幸　克久
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７７７号
堺市堺区大浜南町３丁１番13―1226号
債務者　大西　純一
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
北海道日高郡新ひだか町静内神森２番３号
債務者　武田　法史
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
徳島県美馬市脇町大字脇町1095　島口住宅、前住所徳島県美馬市穴吹町穴吹字井口130番地10
債務者　内田　成俊
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第３０７号
高知県吾川郡いの町枝川240番地３
債務者　武政　　亨
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１６号
高知市薊野南町６番24号　栄喜マンション102号
債務者　山内　秀夫
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４０４号
福岡市中央区今川２丁目７番52―508号
債務者　石渡　友美
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４０７号
福岡市博多区金の隈１丁目28番13―401号
債務者　梶浦　信昭
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４１６号
福岡市東区馬出２丁目２番43―808号
債務者　白石　佑哉
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４１７号
福岡市西区愛宕１丁目14番40―501号
債務者　武藤　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４１８号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目11番５号　コーポＴＡＫＡＹＯＳＨＩ―102号
債務者　松尾　　博
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４１９号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目８番21号　ポロネーズ102号
債務者　古田　佳代
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４２５号
福岡市中央区平尾３―14―５―１　ベネフィスタウン平尾Ｉ202、住民票上の住所福岡県春日市桜ヶ丘１丁目103番地レジデンス桜ヶ丘201号
債務者　中村　弘貴
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部